BELS 評価料金規程

特定非営利活動法人　都市づくり建築技術研究所

この「BELS 評価料金規程（以下「料金規程」という。）」は、特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所（以下「当機関」という。）が、「特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所 BELS 評価業務規程」（以下「業務規程」という。）第 12 条に基づく BELS 評価業務に係る評価料金について定めるものである。

BELS 評価料金は下記評価料金表及び備考欄１～３による。

評価料金表

（単位：円）

建築物の種類		評価料金	内消費税（10%）
一戸建ての住宅		¥33,000	¥3,000
共同住宅等の住戸		¥33,000	¥3,000
共同住宅等の建物		M(※) × ¥5,500 ＋ ¥22,000	M(※) × ¥500＋¥2,000
工場等	モデル建物法	¥66,000	¥6,000
	標準入力法	¥176,000	¥16,000
工場等以外の非住宅	モデル建物法	¥132,000	¥12,000
	標準入力法	¥330,000	¥30,000

※M：共同住宅の総戸数(評価対象戸数)

＜備考＞

１　申請者が納付する評価料金は、支払期日までに当機関の銀行口座に振込みの方法で納付する。ただし、申請者と別途協議により合意した場合には、他の支払方法を取り決めることができる。尚、振込に係る費用は申請者の負担とする。

２　当機関の他の業務で同一の外皮性能の審査を行った物件は、上記の料金表より¥22,000（内消費税 10%¥2,000）減額する。

複合用途の場合は、評価単位毎に上記評価料金を算出し、合算するものとする。

変更申請の場合は、上記評価料金を準用する。ただし、当機関で評価を行ったものについては、上記評価料金を算出後 1/2 としたものとする。

３　その他、料金表に記載の無いものは個別で決定する。